令和８年度

日本海羽越広域観光推進協議会「旅行商品造成支援事業助成金」

1　助成対象・助成要件

(1)助成対象

助成要件を満たす旅行商品を造成した旅行事業者

(2)助成要件

次の要件を全て満たすバスまたはジャンボタクシーを利用した旅行商品を対象

- □ 令和8年7月1日から令和9年3月31日までに催行
- □ 宿泊旅行商品で、協議会エリア内の2市町村以上に立寄る募集型企画旅行商品(単なる休憩の立寄地は除く)
- □ 宿泊施設が協議会エリア内に所在
- □ 催行人数がバス1台あたり10名以上、ジャンボタクシー1台あたり5名以上

＜2県9市町村＞

(山形県)鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村
(新潟県)村上市・関川村・粟島浦村

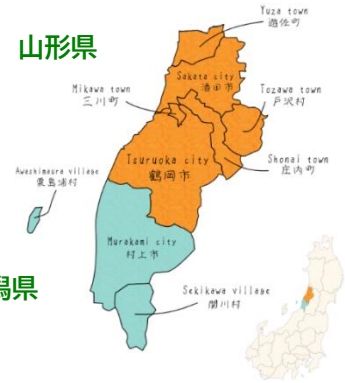

2　助成額

バスまたはジャンボタクシー利用旅行商品	助成金額〔1台あたり〕	羽越本線利用加算〔1台あたり〕	近隣空港利用加算〔1台あたり〕	上限額〔1事業者あたり〕
宿泊商品	50,000円	＋50,000円	＋50,000円	200,000円

※旅程が各加算の要件に該当する場合、上表の金額を加算します。
※近隣空港加算は、庄内空港、山形空港、新潟空港、仙台空港、秋田空港の発着便を利用した旅程が対象
※以下の期間ごとに予算上限額を設定し、上限に達した場合は申請受付を終了します。

夏期(7～8月)／秋期(9～11月)／冬期(12～3月)

3　助成金交付申請の流れ

「旅行商品造成届」のご提出[様式第1号](旅行会社→協議会)

○ 旅行商品の造成が決まりましたら、事前に電話・メールで協議会にご相談ください。
○ 造成されましたら催行日の14日前までに『旅行商品造成届』を協議会にご提出ください。

↓

「旅行商品造成認定書」のお受け取り(協議会→旅行会社)

↓

旅行商品の販売(「協賛:日本海羽越広域観光推進協議会」と表示) ～ **旅行商品の催行**

↓

「助成金交付申請書」のご提出 [様式第2号](旅行会社→協議会)

○ 旅行催行後、申請書に催行実績が分かる資料(行程表、バス利用明細書など)を添えて、速やかに協議会にご提出ください。

↓

「助成金」のお受け取り(指定口座への振込:30日以内)

日本海羽越広域観光推進協議会(事務局:庄内観光コンベンション協会)

【お問合せ・ご提出先】　庄内観光コンベンション協会
住所/〒997-1392　山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
TEL/0235-68-2511　FAX/0235-66-4728　E-mail/ igarashia@mokkedano.net